

特別養護老人ホームアザレア

利 用 契 約 書

第 1 章 総 則

- 第 1 条 （契約の目的）
- 第 2 条 （施設サービス計画の決定・変更）
- 第 3 条 （介護保険給付対象のサービス）
- 第 4 条 （介護保険給付対象外のサービス）
- 第 5 条 （運営規程の遵守）

第 2 章 料金

- 第 6 条 （サービスの利用料金の支払い）
- 第 7 条 （利用料金の変更）

第 3 章 事業者の義務等

- 第 8 条 （事業者及びサービス従事者の義務）
- 第 9 条 （守秘義務等）

第 4 章 契約者の義務

- 第 10 条 （契約者の施設利用上の注意義務等）
- 第 11 条 （契約者の禁止行為）

第 5 章 損害賠償（事業者の義務違反）

- 第 12 条 （損害賠償責任）
- 第 13 条 （損害賠償がなされた場合）
- 第 14 条 （事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第6章 契約の終了

第15条 (契約の終了事由)

第16条 (契約者からの中途解約等)

第17条 (契約者からの契約解除)

第18条 (事業者からの契約解除)

第19条 (契約終了に伴う援助)

第20条 (契約者の入院に係る取り扱い)

第21条 (居室の明け渡し―清算―)

第22条 (残置物の取引等)

第23条 (連帯保証人)

第24条 (一時外泊)

第7章 その他

第25条 (苦情処理)

第26条 (協議事項)

第27条 (裁判管轄)

（以下「契約者」という。）と社会福祉法人玉野福祉会（以下「事業者」という。）は、特別養護老人ホームにおける居室及び共有施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービスを受け、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総則

第1条（契約の目的）

契約者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対しその日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護老人福祉施設サービスを提供します。

2 事業者が契約者に対して実施する介護福祉サービスの内容は、ケアプランに基づき行います。

3 契約者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条（施設サービス計画の決定・変更）

事業者は、介護支援専門員に第1条2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

3 事業者は、原則として6ヶ月に1回、もしくは契約者の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画についての変更の必要があると認められた場合には、契約者と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。

4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等精神ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第4条（介護保険給付対象外のサービス）

事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- （１）食事の提供
- （２）居住の提供
- （３）特別な食事の提供
- （４）理容サービス
- （５）別に定めるところに従って行う貴重品の管理
- （６）事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- （７）事業者が提供する以外の物品あるいは食品等

2 前項の他、事業者は、別紙重要事項説明書記載のサービスを介護給付対象外のサービスとして提供するものとします。

3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

4 第1項の費用の額は「重要事項説明書」に記載したとおりです。

5 事業者は、第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第5条（運営規程の遵守）

事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。

3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第2章 料金

第6条（サービス利用料金の支払い）

事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、市町村から支払いを受けます。

2 契約者は、要介護に応じて第3条に定めるサービスを受け、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護給付費を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割に居住費、食費を加えた額）を事業者を支払うものとします。ただし、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い。））

3 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

4 前項の他、契約者の日常生活上の必要となる諸費用実費（おむつ代を除く。）を契約者は、事業者を支払うものとします。

5 前4項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月指定日までに当施設が指定する方法で支払うものとします。

6 1ヶ月を満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第7条（利用料金の変更）

前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができます。

- 2 前条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く。）については経済状況著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の1ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務等

第8条（事業者及びサービス事業者の義務）

事業者及びサービス事業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2 事業者は契約者の体調・健康状態をみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。

3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

4 事業者及びサービス事業者は、契約者又は他の契約者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

5 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。

7 事業者は、契約者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者の請求に応じて、これを閲覧できることとします。

第9条（守秘義務等）

事業者、サービス事業者または従業員は、指定介護老人福祉施設サービスの提供するうえで知り得た契約者に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守

秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得た契約者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

3 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

4 契約者は、居宅介護支援事業所やサービス担当者会議等必要な機関に対し、事業者が認めた情報提供については、本契約締結時に同意したものとします。また、第20条に定める契約者に関する情報を用いることについても同意するものとします。

第4章 契約者の義務

第10条（契約者の施設利用上の注意義務等）

契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。

3 契約者は、施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、事故の費用により原状に復するか、又は相当の対価を支払うものとします。

4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第11条（契約者の禁止行為）

契約者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されていません。

（1）決められた場所以外での喫煙

（2）サービス従事者又は他の契約者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為、宗

教活動、政治活動、営利活動を行うこと

(3) その他決められた以外の物の持ち込み

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）

事業者は本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。

ただし、契約者に落ち度が認められる場合や契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合などには、損害賠償責任を減じることができるものとします。

第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます（ただし、以下の各号はあくまで例示になります）。

- (1) 契約者が、契約締結時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他の自己の責に帰すべからざ

る事由によりサービスの実施ができなくなった場合、債務不履行責任を負わないものとします。

2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第6条第6項の規定を準用します。

第6章 契約の終了

第15条（契約の終了事由）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- （1）契約者が死亡した場合
- （2）要介護認定により心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- （3）契約者が他の介護保険施設に入所した場合
- （4）事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- （5）施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- （6）施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- （7）第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第16条（契約者からの中途解約等）

契約者は本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知することとします。

2 契約者は、第5条第3項、第7条第3項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。

3 契約者が第1項の通知を行わずに、契約者が居室から退去した場合には、事業者は契約者の解約の意思を確認するものとします。

4 前項において、契約者が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。

5 第6条第6項の規定は、本条に準用されます。

第17条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス事業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- （1）事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定介護老人施設サービスを実施しない場合
- （2）事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- （3）事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- （4）他の契約者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- （1）契約者が、契約締結時に身体の状態及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- （2）契約者による、第6条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われない場合
- （3）契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス事業者もしくは他の契約者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- (4) 契約者が連続して7日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- (5) 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設等に入院した場合

第19条（契約の終了に伴う援助）

本契約が終了し、契約者が施設を退所する場合には、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して行うものとします。

- (1) 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- (2) 居宅介護支援事業者の紹介
- (3) その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第20条（契約者の入院に係る取り扱い）

契約者が病院又は診療所に入院した場合、7日以内に退所すれば、退院後も再び施設に入所できるものとします。

2 前項における入院期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

3 第18条第4号による事業者からの契約の解除があった場合であっても、契約者が入院後概ね3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び施設に優先的に入所できるよう努めるものとします。また、施設が満室の場合でも、短期入所生活介護等を優先的に利用できるよう努めるものとします。

第21条（居室の明け渡し―清算―）

第15条により本契約が終了する場合において、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第10条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基

づく義務を履行した上で、契約者の居室を明け渡すものとします。

2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。

3 契約者が、第19条第1項に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで契約者の居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。

4 第1項の場合に、1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第6条第6項を準用します。

第23条（残置物の引取等）

事業者は、本契約が終了した後に、契約者の残置物（高価品を除く）がある場合には、契約者にその旨連絡するものとします。

2 契約者は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、契約者は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。

3 事業者は、前項但書の場合を除いて、契約者が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者に引き渡すものとします。ただし、その引き渡しに係る費用は契約者の負担とします。

第24条（連帯保証人）

連帯保証人は、契約者の本契約に起因する債務に関する連帯保証人としての義務を負うものとします。

2 連帯保証人は、契約者と連帯して、本契約から生じる契約者の債務を負担するものとします。

3 前項の連帯保証人の負担は、極度額120万円を限度とします。

4 連帯保証人が負担する債務の元本は、契約者が死亡したときに、確定するものとします。

5 連帯保証人の請求があったときには、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料金等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、契約者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

第24条（一時外泊）

契約者は、事業者の同意を得た上で、概ね1週間以内の期間で、施設外で宿泊することが出来るものとします。この場合、契約者が宿泊開始日の2日前までに事業者に届け出るものとします。

2 前項に定める宿泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を支払うものとします。

第7章 その他

第25条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して対応するものとします。

第26条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

第27条（裁判管轄）

この契約に関する紛争（裁判所の調停手続を含む。）の訴えは、被告の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

上記の契約を証するため、本書3通を作成し、契約者、連帯保証人、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者

住 所	
氏 名	印

署名代行者

私は、契約者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

住 所	
氏 名	印
契約者との続柄	

連帯保証人

住 所	
氏 名	印
契約者との続柄	

事業者

事業所所在地	岡山県玉野市玉原二丁目24番40号
事業所名	社会福祉法人 玉野福祉会
管理者名 (契約担当者)	理事長 尾崎 勝 印